

令和2年7月2日  
全学内部質保証委員会決定  
令和3年5月19日  
全学教育内部質保証委員会一部改正  
令和4年9月1日  
全学教育内部質保証委員会一部改正

## 人文社会科学研究科比較地域文化専攻 教育の質保証ガイドライン

人文社会科学研究科比較地域文化専攻では、当該専攻での教育プログラムに基づいて修得した知識、技能及び態度等の評価を以下のとおり行います。また、教育プログラムの内容、及び授業の方法が適切に実行されているかを以下のとおり検証します。

### 1. 評価の内容と方法

比較地域文化専攻は、地域社会と国際社会の両方に通用する広い視野と自立した思考能力を有し、過去から現代への歴史を踏まえて未来への展望を切り拓く力と、学位にふさわしい分析力と応用力の涵養に力点を置いています。

#### (内容)

講義科目では、主としてその学問分野で蓄積された専門知識や探求方法の理解と定着度を評価します。演習科目では、主として知識・理解とその応用力を評価します。これらの科目を通じて、論理的・批判的思考力、コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力、ディスカッション能力などについても評価します。

修士論文では、人文社会科学の基盤に基づいて広範な文化現象を総合的に把握し、学んだ知識や方法を活用して現代的課題を分析し、論理的に解決する能力を評価します。

#### (方法)

知識・理解の定着度とその応用力、問題解決能力、論理的思考力については、筆記試験や課題レポート等により評価します。プレゼンテーション能力、ディスカッション能力、コミュニケーション能力は、レジュメの作成やレポート等の提出物、報告・討論内容、受講態度など総合的な学習態度によって評価します。

修士論文については、(1)テーマの社会的・学術的意義、(2)先行研究や関連研究

の用い方、(3)適切なデータ収集と分析の方法、(4)論理的な論述と論点整理、(5)主張の明確さと独自性、という観点から論文審査と口述試験を行い評価します。

## 2. 評価の基準

筆記試験のみで成績評価を行う場合は、試験の点数を達成度とします。それ以外の場合は、科目毎に定めた達成度評価のための評価基準を用いて評価します。評価基準については原則として事前に受講生に公表します。

科目の成績は、「秀」「優」「良」「可」「不可」で表記され、「秀」「優」「良」「可」を合格とし、履修単位として認めます(各表記に対応する評点は、秀:100～90点、優:90点未満～80点、良:80点未満～70点、可:70点未満～60点、不可:60点未満です)。「不可」となった科目については不合格とします。

科目によっては、「合」及び「否」で表記する場合があります、「合」を合格とし、「否」を不合格とします。

また、成績の評点は「GP(各科目のグレードポイント)=(評点-55)÷10」(ただし、0.5未満の場合は0.0とする。4.5点満点)に換算し「GPA=Σ(GP×当該科目の単位数)÷履修総単位数」を算出して学生に提示します。

なお、成績評価が「合」「否」「認定」の科目はGP算定の対象としません。また、カリキュラム上の卒業要件科目でない科目もGP算定の対象としません。修士論文の評価は、前記評価の方法の(1)～(5)についてそれぞれ「A:優れている」「B:良好である」「C:一定の水準に達している」「D:水準に達していない」で評価し、すべてがC評価以上であるものについて合格とします。

## 3. 教育プログラムの点検と評価

人文社会科学研究科の比較地域文化専攻の教育プログラムについての点検と評価を実施する人文社会科学研究科内部質保証・教育企画委員会を設置します。当該委員会は、(1)全学教育内部質保証委員会委員・副学部長、(2)全学教育内部質保証委員会委員・学務副委員長、(3)FD委員長、(4)授業改善実施委員で構成され、(5)研究科長・学部長並びに(6)副学部長がオブザーバーとして参加します。教育プログラムの点検と評価として年に一度、別に定める「検証の手続きについての申し合わせ」に従い、IR調査の結果等の分析による点検、その点検結果に基づく評価を実施し、教育内容及び教育方法の改善案を作成し改善を実施します。また、その点検・評価の実施状況については、全学教育内部質保証委員会に報告を行い、教育内容及び教育方法の改善のPDCAサイクルの確認等を行います。